



諫早労働基準監督署からのお知らせ



1 上半期(本年1月1日から10月31日まで)の労働災害発生状況

- (1) 当署管内では下表のとおり業務中の事故で残念ながら1人の方が死亡されました。なお、死亡災害は前年同期と比較し1人減っていますが、絶対にあってはならないものです。

発生日	業種	概要	事故の型
8月	機械修理業	出張作業で車両系建設機械の修理作業を行っていたところ、停車中の積載型トラッククレーンと移動式クレーンの上部旋回体との間に腹部を挟まれた。	はさまれ、巻き込まれ

- (2) 当署管内での休業4日以上之死傷者数は10月末現在で293人となっています。これは前年同期と比較して33人(+12.7%)増加しました。なお、業種別では、「建設業」と「保健衛生業」は前年と比べて減少していますが、「製造業」、「運輸・交通業」、「商業」、「接客娯楽業」、「清掃・と畜業」は前年と比べて増加しました。このため、年末までの「労働災害防止対策強化期間」中に集中的な取組を実施します。

業種別の労働災害発生状況

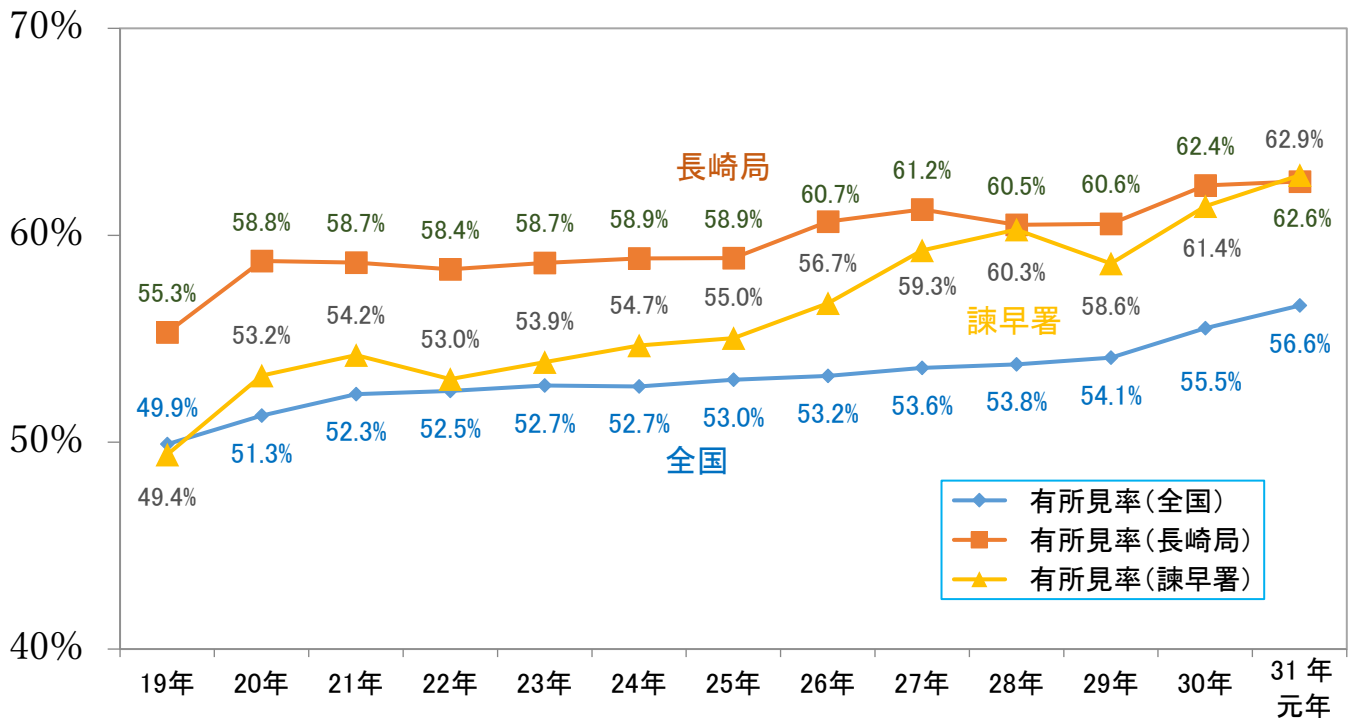
業種	平成31・令和元年 10月末時点(件)	令和2年 10月末時点(件)	増減数(件)	増減率(%)
全業種	260	293	+33	+12.7
製造業	64	67	+3	+4.7
建設業	40	33	-7	-17.5
運輸・交通業	32	58	+26	+81.3
商業	33	40	+7	+21.2
保健衛生業	41	37	-4	-9.8
接客娯楽業	14	19	+5	+35.7
清掃・と畜業	5	16	+11	+220.0
上記以外	31	23	-8	-25.8

2 平成 31・令和元年における定期健康診断での有所見率

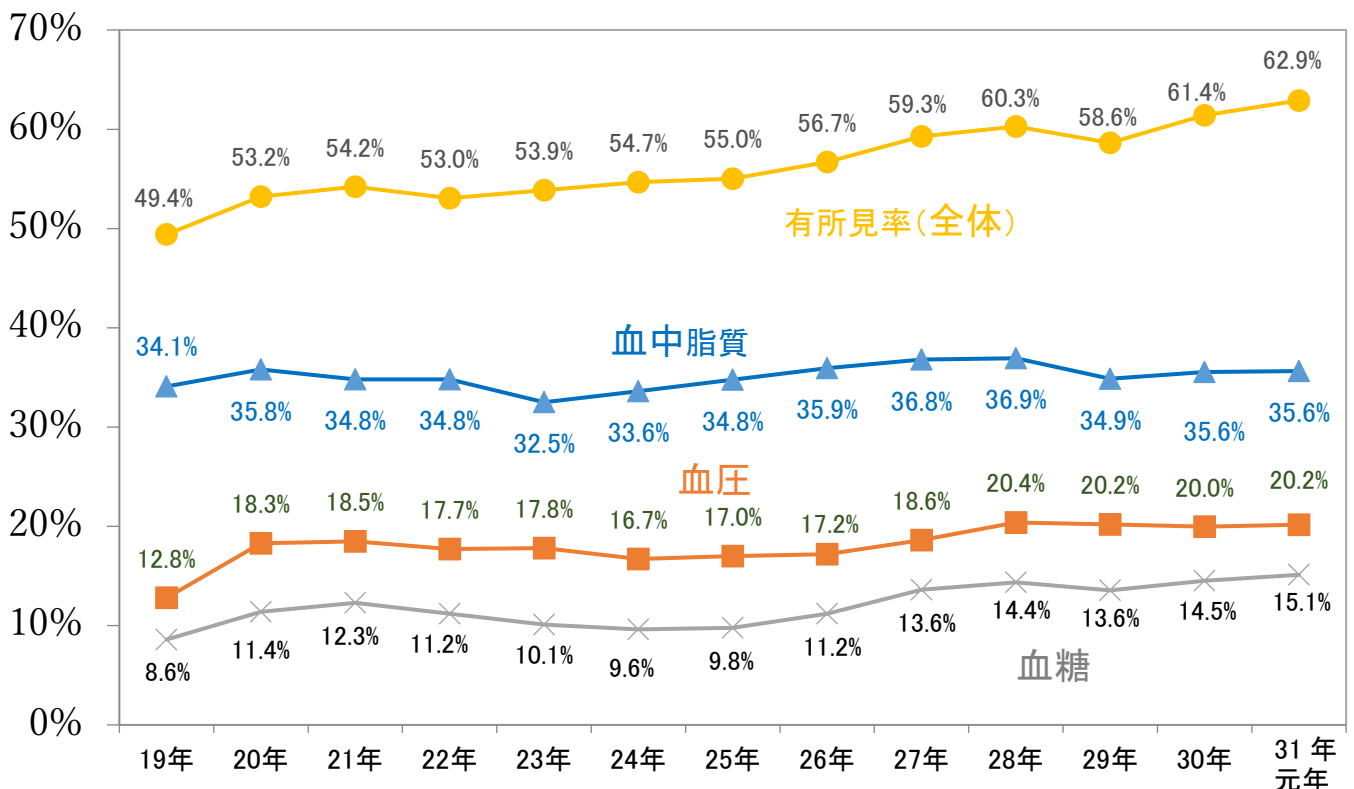
当署管内で一般定期健康診断結果の報告義務がある労働者 50 名以上の事業場の有所見率は、平成 20 年から 50% を超え、その後は徐々に増加し、平成 31・令和元年は 62.9% となっています。

なお、健康診断項目別にみると、「脳・心臓疾患」に関連の深い、血中脂質、血圧、血糖等の検査項目で有所見率が高くなっています。

定期健康診断有所見率の推移（全国・長崎局・諫早署）



脳・心臓疾患に関連の深い検査項目の有所見率の推移（諫早署）



3 最近の安全衛生に関するトピックス

(1) 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質(第2類物質)になりました。
(令和2年4月22日公布・告示、令和3年4月1日より順次施行)

- 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について、神経障害等の健康障害を及ぼすおそれのあることが明らかとなったため、特定化学物質に加えられる等の改正が行われました。これにより、次の措置等が必要となります。
 - 作業主任者の選任
 - 作業環境測定の実施(塩基性酸化マンガンのみ)
 - 特殊健康診断の実施
 - 空気中の溶接ヒュームの濃度の測定、その結果に基づく呼吸用保護具の使用(溶接ヒュームのみ)
 - フィットテストの実施(溶接ヒュームのみ)



- 詳しい内容は、厚生労働省のホームページでご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html

(2) 「石綿障害予防規則等」が改正されました。
(令和2年7月1日公布、令和3年4月1日より順次施行)

- 建築物、工作物及び船舶の解体工事及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害を防止するため、石綿障害予防規則等の改正が行われました。主な改正内容は、次のとおりです。
 - 解体・改修工事開始前の事前調査の強化
 - 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設
 - 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化
 - 隔離(負圧は不要)を要する作業に係る措置の新設
 - 作業の実施状況の記録



- 改正内容の詳細は、厚生労働省のホームページでご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index.html



(3) 健康診断結果報告書等について、医師等の押印等が不要となります。
(令和2年8月28日に公布、同日より施行)

- 労働安全衛生法に基づく健康診断を実施した際に作成する「健康診断個人票」や労働基準監督署に提出する「健康診断結果報告書」には、医師、産業医等の押印が必要でしたが、様式が改正され、記名のみとなり、押印は不要になりました。
- 新様式については、厚生労働省のホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html



(4) 「エイジフレンドリーガイドライン」が公表されました。
(令和2年3月16日に公表)

- 高齢労働者が安心して安全に働ける職場の環境づくりや労働災害防止のための健康づくりを推進するため、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(通称:エイジフレンドリーガイドライン)」が公表されました。
- ガイドラインの詳しい内容は、厚生労働省のホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10178.html



(5) 外国人労働者を雇用する事業主の皆様へ
外国人労働者への適切な安全衛生教育の実施をお願いします。

- パンフレット及び外国人労働者の視聴覚教材などについては、厚生労働省のホームページをご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

